

自分の信念で投票を

ことしは、昭和二十二年四月に第一回の統一地方選挙が行われてから、十一回目の年に当たります。

統一地方選挙は、私たちの日常生活に最も身近な選挙であり、今後四年間、県政あるいは市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。

義理や人情にとらわれずしつかり見詰め、確かな目でみずからの信念に基づいて投票しましょう。

「アナタ誘惑に負けないで！」



事前運動は

できません

選挙運動ができるのは、立候補の届け出を済ませたときから投票日の前日までに限られています。

それ以前の運動は、事前運動として禁止されています。

事前運動は、選挙運動中禁止されている買収や戸別訪問はもちろん、運動中は制限を受けない個々面接や電話による運動も禁止されます。

これは、選挙運動の平等性を保障するために設けられています。ただし、立候補の準備行為、選挙運動の準備行為は行うことができますが、態様によっては事前運動となります。

こんなことは

違反です

◆戸別訪問
選挙運動のため、各戸ごとに回ることは禁止されています。

◆買収・供応
選挙運動のため、金品を贈ったり、もらったたりすることは禁止されています。

◆選挙妨害

候補者についてデマをとばしたり脅かしたり、運動の妨害をしたり、ポスターを破いたりすると処罰されます。

◆飲食物の提供

選挙事務所へ陣中見舞などで訪れた人に、酒類や高価な菓子を提供してもなすことは禁止されています。

◆氣勢を張る行為

選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊列を組んで往來することは、選挙人の冷静な判断を失わせる恐れがあるので禁止されています。

だれでもできる

選挙運動

選挙の告示後、一般の選挙人が特定の候補者を支援するためにできる選挙運動は、次のようなものがあります。

。電話で投票を依頼することはできません。

。道などで偶然行き合った知人等に投票を依頼することはできません。

。候補者から選挙運動用はがきをもらって、友人等に推せんすることはできません。(この場合は

選挙運動が

禁止されている人

。選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長)

。特定公務員(選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員)

。未成年者

。公民権を停止されている人

。地位を利用して選挙運動が禁止されている人

。国または地方公共団体の公務員
。一定の公社、公団、公庫役員及び職員
。教育者

公営ポスター

掲示場の設置

県議会議員選挙、市議会議員選挙ともポスター掲示場が設けられます。

これは金のかからない選挙を実現するため、選挙の公営化、一覽掲示による知る権利の保障などとあわせ、街の美観保持に役立つようとの趣旨のもので、全候補者のポスターが掲示場に一斉に貼り出されます。

富士市内のポスター掲示場の数は、三六〇カ所です。

市議会議員立候補予定者 説明会

とき 3月20日(金)
13:30~
ところ 吉原市民会館
第1会議室

県議会議員選挙

4月12日(日)投票日〔告示4月3日(金)〕

市議会議員選挙

4月26日(日)投票日〔告示4月19日(日)〕